

人権擁護委員制度をどう存知ですか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

日本が戦後新しく生まれ変わった時、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的な人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国社会の人権状況を見てみますと、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には、高度情報社会を反映したインターネット、携帯電話などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害問題などが発生し、人権問題は多様化しています。

最近、心の豊かさを育むことに関心を持たない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられます。こ

のようなことが、児童虐待、家庭内暴力等の残忍で人の生命を軽んじるような痛ましい事件が多発する背景となっています。

平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は、国民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解することの重要性とともに、生命の尊さ・大切さや、自己のかけがえない存在であると同時に他人もかけがえない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要があるとしています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権尊重思想の普及高揚を図る啓発活動を一層効果的なものとしていくため、「思いやりの心」と「かけがえない命」を大切にすることを国民の一人ひとりの心に訴える啓発活動を推進していきます。このような視点から、本年度の啓発活動重点目標を「育てよう一人ひとりの人権意識」、サブテーマを「思いやりの心・かけがえない命を大切に」と定め、国民一人ひとりが主体的に豊かな人権意識を育

ていくような啓発活動を積極的に展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を作ることが、私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに、一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

相談所開設

日時 6月1日(木)

午後9時～正午

場所 Ⅱ町役場1階 町民相談室

町の人権擁護委員

田中 文雄さん(愛宕町)
稲葉 敬子さん(下神主)
小久保美枝子さん(東汗西)
松坂 正孝さん(下町3区)
大橋 佳夫さん(本町)

問い合わせ先

健康福祉課 人権推進係

☎9153

住民票・印鑑証明書自動交付機の一時的停止

6月3日(土)午前10時から正午まで、役場庁舎内の電気設備点検のため停電になりますので、住民票・印鑑証明書自動交付機は利用できません。ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎9125

